

新型コロナウイルス感染症対応に係る政府の支援（ご案内）

政府が行う各種支援のうち、医療機関の皆様が利用可能な助成金・猶予等をご案内します。

当財団契約の社労士がご相談をお受けいたしますので、ご一報ください。

RIC契約医療機関の相談は無料です。

*ご案内は、令和3年7月2日現在のものです。最新情報は各公式ホームページ等をご確認ください。

お問合せ・申込み先

時 間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5522

E-mail info@rousai-ric.or.jp

* 上記メールアドレスをクリックすると当財団HP「ご意見等」メールフォームに遷移しますので、件名に「助成金」と入力したうえ、必要事項を入力して送信してください。

① 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

[公式HP](#)

| | |
|------|--|
| 対象期間 | 令和3年5月1日～令和3年7月31日 |
| 申請期限 | 支給対象期間の末日の翌日から2か月以内 |
| 助成内容 | <ul style="list-style-type: none">休業手当相当額×助成率4/5（中小企業）、2/3（大企業）等を助成。解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業は9/10、大企業3/4。小規模（20名以下）は助成額算定簡略化あり。また、業況特例・地域に係る特例に該当する企業は、助成率4/5（解雇等をせず雇用の維持に努めた企業は10/10）に引き上げ。助成金日額上限13,500円、業況特例・地域に係る特例の対象事業主は15,000円（一部予定を含む）。 |
| 要件 | 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るため労働者を休業させ、休業手当等を支払った場合が対象。生産指標要件前年同月比▲5%（業況特例対象事業主は、▲30%）。学生アルバイト・パート労働者（週20時間未満）も対象。 |

* 問合せ先


学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999（9：00～21：00 土日・祝日含む）
→ 厚生労働省HP[「雇用調整助成金」](#)

② 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[公式HP](#)

| | |
|------|--|
| 対象期間 | 令和2年4月1日～令和3年7月31日 |
| 申請期限 | 中小企業：令和3年7月31日（令和2年10月～令和3年4月） 令和3年9月30日（令和3年5月～6月） 令和3年10月31日（令和3年7月） 大企業：令和3年7月31日（令和2年4月～6月、令和3年1月8日～4月） 令和3年9月30日（令和3年5月～6月） 令和3年10月31日（令和3年7月） |
| 助成内容 | ・ <u>休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）</u> 。 ・ 日額上限11,000円。5月、6月、7月分については日額上限9,900円。 |
| 要件 | 新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、 休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者 が対象。 (事業主は①の雇用調整助成金の活用による雇用維持に努めることとされています。) |

* 問合せ先

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  申請について [ご案内](#)（事業主用）申請の記入方法 [（事業主用）申請書の記入方法](#)
- ・ コールセンター TEL 0120-221-276（月～金8：30～20：00 /土祝日8：30～17：15）

【契約社労士】

河合智則 オフィスKAWAI代表（元RIC事務局長）

高橋 健 たかはし社会保険労務士事務所 所長